

大阪府泉南府税事務所
所長 笠井 浩二 様

自治労大阪府職員労働組合 税務支部
泉南分会分会長 石田 勝



要 求 書

大阪府泉南府税事務所に所属する組合員の健康管理と福利厚生の実を図り、健康で安心できる職場作りと、併せて事務運営の効率化と府民サービスの向上を図るため、下記の事項についてすみやかに実現されるよう要求する。

記

1. 職員の健康管理を図るため、人間ドックは希望者全員が受診できるようにすること。また、引き続き感染症等防止への対策をはかること。
2. 安全衛生委員会の機能強化・定例開催をはじめとした健康の保持増進体制の実ををはかること。
3. 冷暖房運転については、職員の健康に留意して行い、年間を通じて各階執務室を適温に保つよう弾力的に行うこと。(夏・冬の節電要請時においても、職員の健康を優先に柔軟な運用を行うこと。) また、労働安全衛生の観点から、更衣室等への空調設備等の改善、執務室のブラインド等の整備及び休憩時間の窓口対応を行った職員への「休憩場所」の確保など執務室等の整備、改善を行うこと。
4. 庁舎に不良・危険箇所がないか点検・整備を行い執務室内の安全対策の実ををはかること。また、火災・災害発生時の避難経路の確保及び職員の安全確保対策を行うこと。
5. 防犯対策など危機管理について実効性のある体制を確立すること。特に職員の身体・生命が脅かされる恐れがある場合は、その安全が確保出来るよう対策を行うこと。
6. 職員の安全確保の観点より、庁用自動車については運行に支障のないよう点検・整備に努めるとともに安全対策を行うこと。
7. 税務手当について給料の調整額に移行すること。
8. 職員の安全衛生の観点より、洋式トイレ化及び小便器の自動洗浄化をさらに進めること。また、設備の点検整備及び清掃を徹底すること。
9. 執務室をOAフロアに整備すること。
10. 職員の自己負担やプライバシー保護に影響するため、業務用携帯電話を配備すること。
11. 産休、育休及び欠員等に対しては、勤務条件の悪化を来さないよう、正規職員を配置する等の適切な措置を行うこと。

【要望事項】

1. 職員の分限に関する条例の一部改正により、公務上の事故等について「自動失職」を救済されることとなりましたが、求償権については最大年収の1倍とされているところであり、求償権の全面的な放棄をはじめ職員が安心して公用車等を使用できる環境を整備すること。
2. 庁用自動車については、安全の観点より選定にあたっては、その車種・形状及びカーナビ機能など職員の意見を聞き業務に適したものを導入すること。
3. 出退勤カードリーダーを2階にも設置すること。